(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道沙流郡日高町字厚賀町一二七番一から同道新冠郡新冠町字高江二一九番一まで	前	A 八・〇〇～一一・〇〇メートル	一〇〇・三六五キロメートル	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地区分をいう。
	後	B・C・D 一三・〇〇～一三・八〇～二三五・一七メートル	一〇・三六五キロメートル	
		A 八・〇〇～一一・〇〇メートル	六・二四一キロメートル	
		E 一三・八〇～二三五・一七メートル	九・〇九六キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

五(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道紋別郡滝上町字上渚滑原野一六五番一一から同町字上渚滑原野一六五番一まで	前	二二・四〇～二五・四七メートル	〇・〇三七キロメートル
	後	二四・三〇～二五・四七メートル	〇・〇三七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

六(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道沙流郡日高町字千栄国有林日高森林計画区日高北部森林管理署一三二林班い小班地内	前	五二・五〇～五六・六〇メートル	〇・〇二八キロメートル
	後	八七・四〇～八九・〇〇メートル	〇・〇二八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二十二日　北海道開発局長　関　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五号	北海道茅部郡森町字鷲ノ木町一三八番一〇から同町字鷲ノ木町一三九番一まで	北海道開発局及び同局函館開発建設部
〃	北海道二海郡八雲町栄浜二一八番地内	〃
〃	北海道二海郡八雲町東野八二二番一地先から同町東野二六一番まで	〃
三百三十六号	北海道幌泉郡えりも町字大和一〇〇三番地先から同町字大和三四番一まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　平成二十五年七月二十二日

○北海道開発局告示第八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年七月二十二日　北海道開発局長　関　博之

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　美唄奈井江都市計画、芦別都市計画、赤平都市計画、滝川都市計画、砂川都市計画及び歌志内都市計画下水道事業石狩川流域下水道

三　事業施行期間　自平成二十五年七月二十二日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　北海道空知郡奈井江町字茶志内、滝川市中島町、砂川市西七条北六丁目、砂川市東一条南二十二丁目、芦別市北七条西六丁目、赤平市平岸西町六丁目、赤平市昭和町五丁目、歌志内市字文珠及び樺戸郡新十津川町字中央

使用の部分

一号幹線

北海道滝川市黄金町西一丁目から二丁目まで、朝日町西一丁目から四丁目まで、一の坂町西一丁目から三丁目まで、本町四丁目から六丁目まで、西町一丁目から二丁目まで、有明町一丁目から二丁目まで、有明町五丁目から六丁目まで、中島町並びに砂川市西八条北二十四丁目、西七条北二十四丁目、西六条北二十三丁目から二十四丁目まで、西五条北二十二丁目から二十三丁目まで、西四条北二十二丁目から二十二丁目まで、西三条北十六丁目から十八丁目まで、西四条北十六丁目、西三条北十五丁目、西四条北十五丁目、西五条北十五丁目、西六条北十五丁目、西七条北十四丁目から十五丁目まで、西五条北十三丁目、西三条北十丁目、北光、西七条北九丁目、西豊沼、西七条北六丁目から七丁目まで、西六条北三丁目から六丁目まで、西五条北三丁目、西三条北一丁目から三丁目まで、西二条北三丁目、西四条南三丁目、西四条南五丁目、西三条南一丁目から八丁目まで、西四条南七丁目、西二条南八丁目から十四丁目まで、豊沼町、東一条南十五丁目から二十二丁目まで、西一条南二十二丁目、西三条南二十二丁目、西四条南二十二丁目、西五条南二十二丁目、西六条南二十二丁目、西七条南二十二丁目並びに奈井江町字奈井江、字奈江原野、字茶志内及び字チャシュナイ

二号幹線

北海道芦別市上芦別町、本町、南三条東三丁目、南二条東三丁目、北一条東二丁目、北二条東二丁目、北三条東一丁目から二丁目まで、北四条東一丁目、北五条東一丁目、北五条西一丁目、北六条西二丁目から四丁目まで、北七条西四丁目から六丁目まで並びに赤平市平岸東町六丁目、平岸東町一丁目から三丁目まで、平岸仲町二丁目から三丁目まで、平岸新光町二丁目、平岸新光町五丁目、平岸新光町七丁目から九丁目まで、平岸西町六丁目、平岸桂町、茂尻本町三丁目から四丁目まで、茂尻春日町三丁目、茂尻本町一丁目、茂尻新春日町一丁目から二丁目まで、茂尻中央町北一丁目から二丁目まで、茂尻元町北一丁目から六丁目まで、茂尻元町南五丁目、字赤平、美園町一丁目から二丁目まで、豊栄町一丁目、美園町五丁目、宮下町一丁目、宮下町三丁目から四丁目まで、昭和町一丁目、豊栄町四丁目から五丁目まで、昭和町二丁目、昭和町五丁目から六丁目まで、共和町並びに滝川市東滝川、東滝川町一丁目から二丁目まで、東町、新町六丁目、東町一丁目、緑町一丁目、新町二丁目、空知町二丁目、中島町三丁目及び中島町

三号幹線

北海道歌志内市字文殊並びに砂川市字焼山、晴見四条北九丁目、晴見三条北九丁目、晴見二条北九丁目、晴見一条北九丁目、東六条北九丁目、東五条北九丁目から十丁目まで、東四条北十丁目、北光、東一条北十丁目、西一条北十丁目、西二条北九丁目、西三条北九丁目から十丁目まで及び西七条北九丁目

四号幹線

北海道美唄市茶志内町及び奈井江町字茶志内

五号幹線

北海道新十津川町字中央及び滝川市中島町